

## 現在の学校給食センターの概要

## 中心部エリア

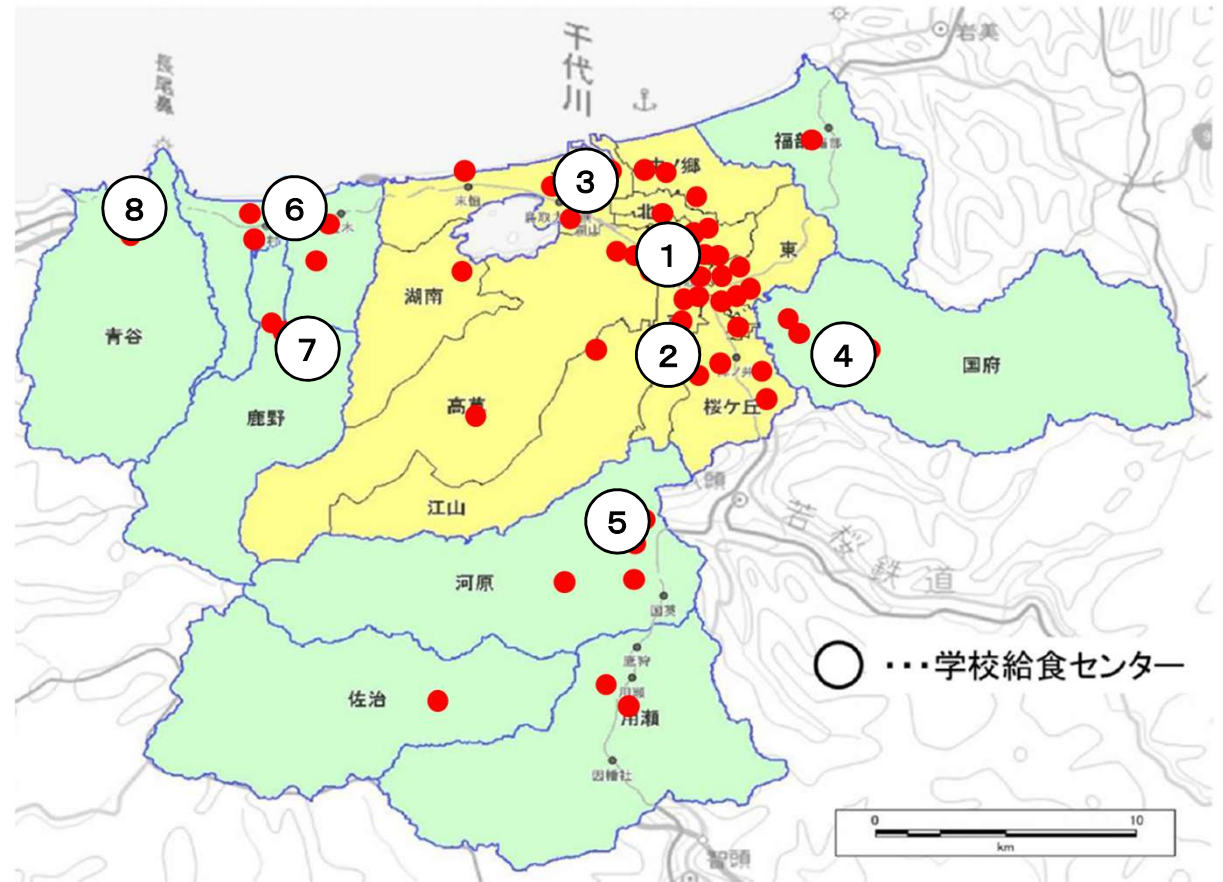
名称(略称)	築年数	提供食数	受配校
①第一センター	32年	4,789食	15校
②第二センター	30年	5,130食	17校
③湖東センター	31年	2,951食	8校
④国府センター	16年	1,022食	9校

## 南エリア

名称(略称)	築年数	提供食数	受配校
⑤河原センター	23年	899食	7校

## 西エリア

名称(略称)	築年数	提供食数	受配校
⑥気高センター	25年	647食	5校
⑦鹿野センター	31年	273食	2校
⑧青谷センター	26年	343食	2校



※鳥取地域  : ①第一・②第二・③湖東センター管内

新市域  : ④国府・⑤河原・⑥気高・⑦鹿野・⑧青谷センター管内

※提供食数・受配校は令和元年5月時点

# 建設候補地評価項目①敷地面積

- 対象の用地で提供可能な想定食数を評価する。可能な限り一か所に多くの食数をまとめることで、市全体のセンター設置個所数を減らすことが可能となり、コスト削減に大きく影響する。
- 想定食数算定に必要な要件としては以下の通り。

## ①対象用地の面積、②対象用地の建蔽率・容積率などの規制の確認

なお、算定にあたっては、調理室は1階のみ、炊飯あり、アレルギー対応調理室ありで検討を行う。

### 評価A：15,000㎡以上

配置にもよるが、一か所で市域全体をカバーできる可能性がある。  
2か所となった場合も、コスト面で適切な食数のセンターを設置できる。

### 評価B：7,000㎡以上

2か所で市域全体をカバーできる可能性がある。  
建設コスト面、効率的な運営の面などからも、建設用地として適当。

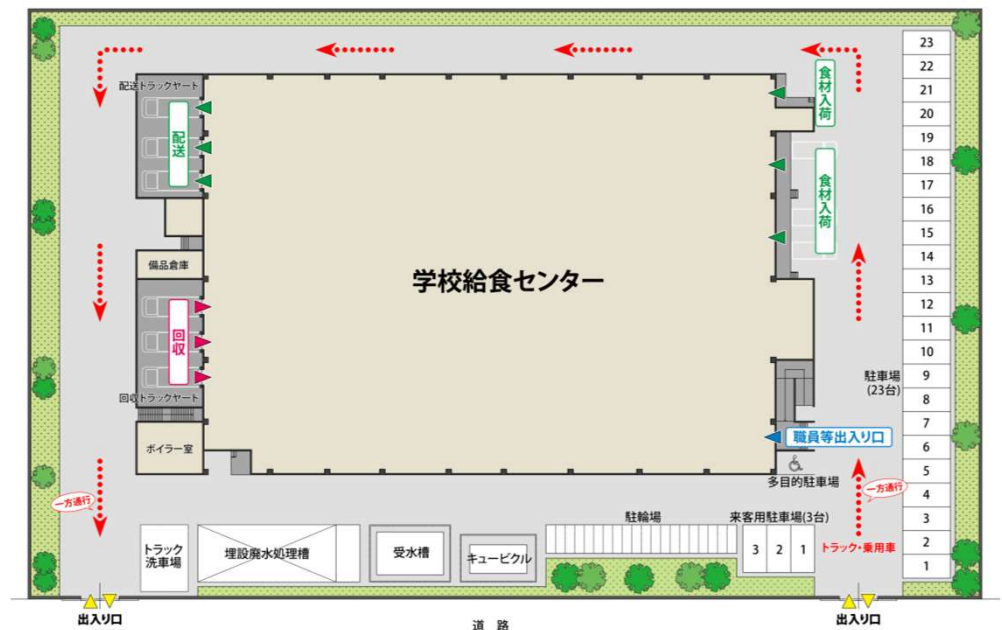
### 評価C：5,000㎡以上

2-3か所で市域全体をカバーできる可能性がある。  
コストメリットが働く規模。

### 評価D：3,000㎡以上

遠隔地用などのための用地となる。既存のセンター利用との比較検討が必要（集約化のメリットがあまりない）。

▼参考例：敷地面積約6,000㎡→5,000食



給食センターの配置計画では配送車両の動線確保が重要となる。  
上記は長方形（最も建設しやすい）敷地形状の場合の食数参考値。

## 建設候補地評価項目②提供可能エリア

- ・対象の用地で提供可能な学校の範囲を評価する。2時間喫食を守ることに加え、適切な配送計画を組むことが可能かどうかを評価する。なお、今回は候補地をエリアごとに分けているため。この時点での評価はエリア内での提供可能な学校を確認する。（なお、鳥取駅から佐治小学校まで40分程度であり、概ね提供可能。）
- ・配送可能な学校の確認に使用する条件は以下の通り。

### ①各学校への配送時間、②遠隔地へのリーチ

#### 評価A：市内全域へ1時間以内で提供可能

一か所で市域全体をカバーできる可能性がある。

#### 評価B：エリア内全域へ30分以内で提供可能

エリア内であれば遠隔地も含め全ての学校に提供可能。隣接エリアの一部負担も可能である場合、2か所設置でカバーできる可能性がある。

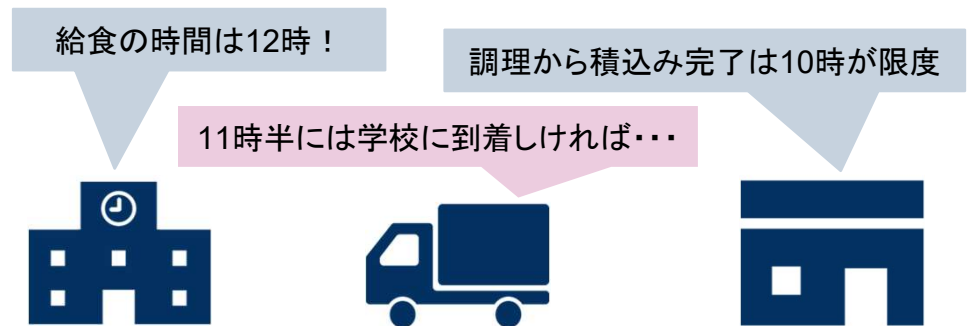
#### 評価C：エリア内の遠隔地※へ30分以内で提供可能

中心部に一定の規模のセンターがあれば、2-3か所設置でカバーできる可能性がある。※遠隔地とは中心部から見てエリア内で最も遠い学校

#### 評価D：遠隔地への30分以内の提供不可

エリア内に複数設置が必要となる可能性がある。

#### ▼参考例：最も遠い場所への配送（配送の限界）



⇒ 配送時間90分程度が限界

ただし上記のような配送を行う場合、以下のようなデメリットがある。

- ・1-2校のための専用車両・人員確保が必要。
- ・車両は食器等の回収まで現地待機。
- ・事故渋滞の影響を受けやすい。
- ・給食や食器の不足などの際に対応できない。

⇒車両一台で複数校を回るため、～30分程度が望ましい。

## 建設候補地評価項目③立地環境

- ・対象の用地の立地環境を評価する。給食センターは建築基準法上「工場」に分類される施設であり、用途地域が工業地域・準工業地域の敷地に建設することが望ましい（他の用途地域でも建設可能。）。また、給食センターは大型車両の出入りがあることや、臭気などのクレームが多いことから、住宅地を避けることが望ましい。
- ・以下の情報から評価を行う。

### ①対象用地の用途地域、②近隣の住宅立地状況、③周辺道路の広さ

#### 評価A：工業地域・準工業地域

問題なく建設が可能。ただし、道路幅が狭い場合は、評価Dとする。

#### 評価B：住宅地が隣接せず十分な道路幅を確保可能

用途地域の制限があっても48条ただし書きの適用を行えば建設が可能。

#### 評価C：住宅地が隣接するが十分な道路幅を確保可能

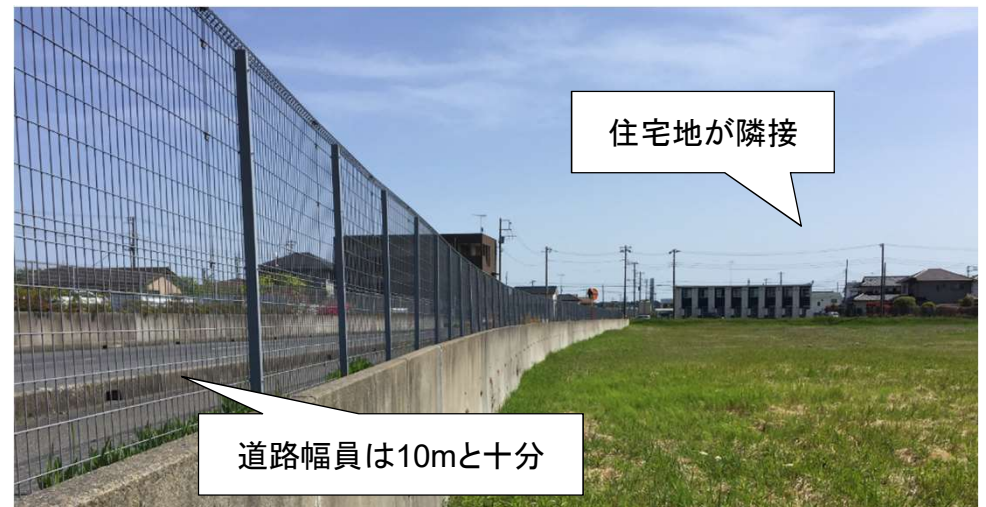
近隣住宅地への配慮（車両の出入りや臭気等）が必要。

※他市ではこの条件で建設する場合も多い。

#### 評価D：道路幅が狭い

車両の出入りに問題が生じる。安全面への配慮が必要なことに加え、立地によっては渋滞等による影響を受けやすい。

#### ▼参考例：茂原市建設用地写真



道路幅員条件については、学校であれば7m以上と規定されているが（学校教育法）、給食センターについては特に規定はなく、建築基準法上4m以上の幅員があれば可能となる。ただし、4mの場合は退避スペースの確保や道路拡張工事を行うのが一般的である。今回は概ね6m以上確保できていれば、十分な幅員を確保しているとみなすこととする。

# 建設候補地評価項目④災害可能性

- 対象の用地の災害リスクを評価する。鳥取市は市内全域が豪雪地帯に指定されているが、中心部を流れる千代川による氾濫の被害なども考えられるため、可能な限り危険なエリアを避けるべきである。なお、区域指定をされているか否かで大きく評価を分ける必要があると考えられるため、指定されていれば評価C以下とした。
- 以下の情報から評価を行う。

## ハザードマップの情報（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域）

### 評価A：いずれの区域にも指定されていない

積雪の恐れはあるが洪水や土砂災害の可能性は低いため、安定した給食提供が可能。さらに災害時は避難場所となることが期待できる。

### 評価B：洪水浸水想定区域内(浸水想定3m未満)

洪水浸水想定区域内だが、浸水想定は3m未満。  
※新庁舎や市民体育館が該当

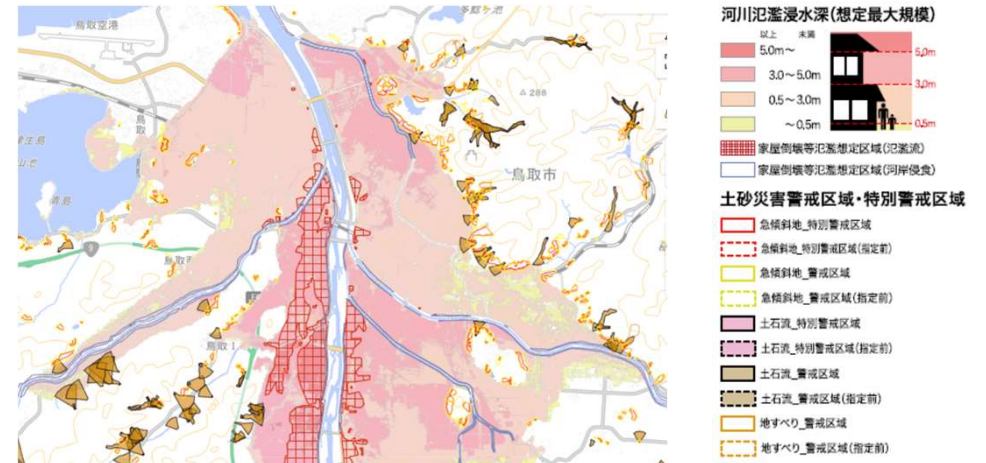
### 評価C：洪水浸水想定区域内(浸水想定3m以上)

浸水想定が3m以上。土砂災害警戒区域や特別警戒区域には指定されていない。

### 評価D：複数の区域に指定されている

浸水想定区域内でなおかつ急傾斜・特別警戒区域に指定されている、もしくは浸水想定区域内で土砂災害警戒区域内に指定されている等

### ▼鳥取市ハザードマップ（とっとり市地図情報サービス）



### ▼写真：千代川中流部



### 一級河川：千代川

流路は延長52kmと短く急勾配の河川であり、短時間のうちに洪水のピークになるため、昔から千代川では大洪水が頻繁に起こっている。

参照：国土交通省HP

# 建設候補地評価項目⑤土地リスク

- ・対象の用地の土地リスクを評価する。建設用地に土壤汚染や地中埋設物の可能性がある場合、事業スケジュールの遅延やコスト増の可能性はある。
- ・以下の情報から評価を行う。

## ①土壤調査・対策工事などの有無、②地歴の確認

### 評価A：調査済（対策済み）

土壤汚染等の調査が完了しており、建設工事を行うことが可能な場合。

### 評価B：地中埋設物や土壤汚染の可能性が低い

これまでに工場等での利用履歴もなく、現時点で疑いはない場合。

※調査は設計時に実施

### 評価C：地歴等では確認が困難

利用履歴では工場や事業用地となっていたことがあるが、現地調査では判断できない場合。

### 評価D：地中埋設物や土壤汚染の可能性が高い

これまでに工場等での利用履歴があり、建設廃材置き場などに利用されている、不自然な盛り土がある、表土の変色、異臭などがある場合。

#### ▼参考例：茂原市建設用地写真



敷地内に排水樹あり

撤去工事が必要  
※茂原市では用地分割を行い、排水樹を避ける形で建設を行った。

#### ▼参考例：地中埋設物（コンクリートがら）

